

瀬戸市選挙管理委員会告示第5号

瀬戸市選挙管理委員会の保有する個人情報の開示等に関する規程（平成6年瀬戸市選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

平成26年4月1日

瀬戸市選挙管理委員会
委員長 加藤 唐三郎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
瀬戸市選挙管理委員会の保有する個人情報の開示等に関する事項については、 <u>瀬戸市個人情報保護条例施行規則（平成6年瀬戸市規則第3号）</u> の例による。	瀬戸市選挙管理委員会の保有する個人情報の開示等に関する事項については、 <u>市長の保有する個人情報の開示等に関する規則（平成6年瀬戸市規則第4号）</u> の例による。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。